

証券コード：6624
平成25年6月12日

株 主 各 位

大阪市淀川区宮原四丁目2番21号
田 淵 電 機 株 式 会 社
取締役社長 貝方士 利浩

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成25年6月26日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月27日（木曜日）午前10時
 2. 場 所 大阪市淀川区宮原四丁目2番1号
メルパルク大阪 3階会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
 3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第75期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役
会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第75期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役10名選任の件 |

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、書面による郵送又は当社ホームページ（<http://www.zbr.co.jp/>）において掲載することにより、お知らせいたします。

(添付書類)

事業報告

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、復興需要など内需主導の支えはあったものの、海外経済の低迷などにより輸出が減少し、緩やかな回復に留まりました。また世界経済においても、欧州での金融不安を背景とした景気停滞、中国などの新興国での成長鈍化など、全体として景気回復力の乏しい状態が続きました。しかしながら、年度末にかけては、日本での円安・株高の進行や米国での株価上昇など先行きには明るさが見え始めました。

このような経営環境の下、当社グループでは、2012年7月からの再生可能エネルギーの固定価格買取制度の開始に伴い、一段と高まる「省エネ」「創エネ」「蓄エネ」ニーズに応えられるよう環境・エネルギー分野へのリソースの重点シフトに継続して取り組んでいます。具体的には、住宅向け及び産業向け太陽光発電用パワーコンディショナの一層の充実に加え、蓄電池対応ハイブリッドパワーコンディショナなど商品ラインアップの拡充を図っています。また、LED照明用電源、産業・医療用電源の開発等、当社の独自技術による高付加価値商品の創出を図りました。

さらに、中国合弁会社の生産開始など海外生産の拡大や地産地消を推進して原価力の強化に取り組み、当社グループを挙げて収益の改善に努めました。

その結果、当連結会計年度における業績は、薄型テレビ用電源やエアコン用リアクタが減少しましたが、パワーコンディショナ及びアミューズメント用電源が大幅に増加し、売上高は31,070百万円（前期比16.8%増）、営業利益は1,220百万円（前期比153.8%増）、経常利益は1,005百万円（前期比373.7%増）、投資有価証券の減損処理による特別損失の計上などにより、当期純利益は578百万円（前期は当期純損失348百万円）となりました。

なお、当期の配当金につきましては、剰余金が欠損の状況であることから、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

セグメントごとの業績の状況

①変成器事業

変成器事業は、エアコン用リアクタの減少等により、売上高は7,656百万円（前期比7.9%減）、営業利益は307百万円（前期比15.6%減）となりました。

②電源機器事業

電源機器事業は、パワーコンディショナ及びアミューズメント用電源が大幅に増加し、売上高は23,413百万円（前期比28.0%増）、営業利益は912百万円（前期比641.7%増）となりました。

なお、セグメントごとの売上高の前期比及び構成比は次表のとおりであります。

（セグメント別売上高）

報告セグメント	金額	前期比	構成比
変成器事業	7,656 ^{百万円}	92.1%	24.6%
電源機器事業	23,413	128.0	75.4
合計	31,070	116.8	100.0

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は、2,135百万円であります。主なものは田淵電子工業の土地・建物の取得、田淵電子工業、タイ国田淵電機及び香港田淵電機の電源機器生産設備の増強、並びに当社の電源機器評価設備の購入等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度に増資又は社債発行等による重要な資金調達は行っておりません。

なお、当連結会計年度末の有利子負債は6,620百万円となり、前連結会計年度末と比較して975百万円増加しました。

(4) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第72期 (平成22年3月期)	第73期 (平成23年3月期)	第74期 (平成24年3月期)	第75期 (平成25年3月期)
売 上 高 (百万円)	30,738	32,921	26,598	31,070
営 業 利 益 (百万円)	175	658	481	1,220
経 常 利 益 (百万円)	△177	212	212	1,005
当期純利益 (百万円)	△492	7	△348	578
1株当たり当期純利益 (円)	△13.97	0.21	△8.88	14.30
総 資 産 (百万円)	13,719	13,515	13,611	17,782
純 資 産 (百万円)	1,002	749	1,517	2,484
1株当たり純資産 (円)	26.23	18.59	35.44	58.86

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. △印は損失を示します。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第72期 (平成22年3月期)	第73期 (平成23年3月期)	第74期 (平成24年3月期)	第75期 (平成25年3月期)
売 上 高 (百万円)	26,074	23,913	16,437	18,829
営 業 利 益 (百万円)	△115	226	20	115
経 常 利 益 (百万円)	101	△93	147	836
当期純利益 (百万円)	△352	△443	△292	431
1株当たり当期純利益 (円)	△10.00	△12.59	△7.45	10.68
総 資 産 (百万円)	12,273	9,335	10,464	11,610
純 資 産 (百万円)	1,818	1,201	2,013	2,451
1株当たり純資産 (円)	51.60	34.11	49.79	60.64

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. △印は損失を示します。

(5) 対処すべき課題

今後の経済環境は、欧州の財政不安や一部新興国の伸び悩みなどの不透明感が残るものの、米国経済に回復の兆しが見られ、また国内でも円安進行により輸出の持ち直しが見込まれるなど、緩やかな回復に向かうものと予測されます。電機・電子部品業界におきましても、テレビ市場は引き続き厳しい状況が見込まれるものの、太陽光発電など省エネ・環境エネルギー関連製品はさらなる市場拡大が見込まれます。

このような状況の中、当社グループは2011年度から2015年度までの中期経営計画では「SHIFT THE POWER」を進めてまいりました。2013年度はちょうど中間の年となり、これまでの2年間に実行してきた基本方針に基づく経営戦略の取り組みを一段と加速させ最終ゴールを目指します。具体的には、従来の家電製品など民生機器分野が中心であった事業領域からシフトし、産業機器分野へ大きく舵を切りました。特に、インバータ事業の中核となる太陽光発電システムのパワーコンディショナは、その市場が昨年末から大きく拡大しましたが、マルチストリング方式や屋外設置など当社製品の優位性が広く認められ、様々なお客様との取引が始まっております。また、アミューズメント用電源についても昨年のクリスマス商戦から新製品への供給が始まり、今後さらなる需要の拡大が見込まれています。さらに、変成器事業では、機器の省エネ性能に貢献するリアクタ製品をもって中国ローカルエアコンメーカーと直接取引を開始するなど、新興国の市場拡大に照準を合わせて巨大な需要の取り込みを行っております。社会的課題のエネルギーの需給バランスを解決するには、地球環境にやさしい再生可能エネルギーの普及と拡大は欠かせませんが、現在の政府優遇制度に依存した市場には限界があり、新しい付加価値製品の提供が求められています。

当社グループでは、太陽光発電システムの電力変換機能だけにとどまらず、あらゆる機器の制御を一括で行うエネルギーマネジメントシステム機器の創出に取り組んでいます。既に太陽光発電とリチウムイオン電池などの蓄電池との充放電コントロールが一台で可能なハイブリッドパワーコンディショナなどの販売を開始し、また、パワーコンディショナの長期稼働と住宅の電気機器を一括で制御してモニタリングするシステムの提供も始まりました。このように、当社グループは「エネルギー先進企業」として今後も新しい付加価値製品の提供を積極的に行ってまいります。2015年度を最終年度とする中期経営計画「MBP15」においては、連結売上高500億円、営業利益35億円を目指しております。当社グループは一丸となって目標達成に向けて取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容（平成25年3月31日現在）

当社グループは、電子・電気機械器具及び部品の製造並びに販売とこれに付帯関連する事業を営んでおりますが、主要製品は次のとおりであります。

セグメント	主 要 製 品	用 途
変成器事業	低周波トランス 高周波トランス マグネトロン駆動用トランス 高圧トランス 力率改善用リアクタ マグネットワイヤ	自然エネルギー変換機器 環境システム機器 デジタルAV機器
電源機器事業	パワーコンディショナ ハイブリッド充電・蓄電システム 各種スイッチング電源 ACアダプタ バッテリーチャージャ ランプドライブ用電子安定器 マグネトロン駆動用インバータ LED照明用電源 各種機器の組立	情報通信機器 調理・空調機器 アミューズメント機器 産業機器 医療機器

(7) 主要な事業所（平成25年3月31日現在）

① 当社

本 社 （大阪市）
東 京 支 社 （東京都千代田区）

② 子会社等

田淵電子工業株式会社（栃木県大田原市）
タイ国田淵電機（タイ国 チャチェンサオ県）
香港田淵電機有限公司（中国 香港特别行政区）
上海田淵変圧器有限公司（中国 上海市）
ベトナム田淵電機（ベトナム パクニン省）

(8) 使用人の状況（平成25年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
4,216名	48名増

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（476名）を含んでおります。

② 当社の使用人の状況

区分	使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	236名	10名増	43.2歳	11.8年
女性	33	1名減	36.7	7.7
合計又は平均	269	9名増	42.4	11.3

(注) 使用人数は就業人員であり、出向者（23名）及び臨時雇用者数（10名）を含んでおります。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況（平成25年3月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
田淵電子工業株式会社	282百万円	100.0%	電源機器の製造
THAI TABUCHI ELECTRIC CO., LTD. (タイ国田淵電機)	100百万バーツ	85.0	変成器、電源機器の製造販売
TABUCHI ELECTRIC HONG KONG LTD. (香港田淵電機有限公司)	40百万香港ドル	100.0	変成器、電源機器の製造販売
SHANGHAI TABUCHI TRANSFORMER CO., LTD. (上海田淵変圧器有限公司)	6,500千米ドル	100.0	変成器の製造販売
VIETNAM TABUCHI ELECTRIC CO., LTD. (ベトナム田淵電機)	5,000千米ドル	100.0	変成器の製造販売

③ 企業結合の成果

連結対象会社は上記重要な子会社を含む7社であります。

当連結会計年度の概要は「1.(4) ①企業集団の財産及び損益の状況」（4頁）に記載のとおりであります。

(10) その他の重要な関連会社の状況（平成25年3月31日現在）

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
KOREA TRANSFORMER CO., LTD. (韓国トランス株式会社)	3,760 ^{百万円}	42.6%	変成器及びマグネット ワイヤの製造販売

(注) 韓国トランス株式会社は持分法適用会社であります。

(11) 主要な借入先の状況（平成25年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	716 ^{百万円}
株式会社商工組合中央金庫	437
株式会社三菱東京UFJ銀行	372
株式会社りそな銀行	350
株式会社三井住友銀行	216

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社の主要な借入先について記載しております。

2. 会社の株式に関する事項（平成25年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 120,000,000株
(2) 発行済株式の総数 40,502,649株（うち自己株式72,421株）
(3) 株主数 2,883名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
T D K 株式会社	8,000	19.78
田 淵 暉 久	2,164	5.35
美 登 里 株式会社	1,844	4.56
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	1,700	4.20
株式会社みずほ銀行	1,620	4.00
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASH PB)	924	2.28
株式会社銭高組	900	2.22
日本生命保険相互会社	737	1.82
シャープ株式会社	653	1.61
ミヨシ電子株式会社	635	1.57

- (注) 1. 持株比率は、自己株式数72,421株を控除した発行済株式総数40,430,228株により算出しております。
2. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成25年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
※取締役会長	田 淵 暉 久	
※取締役社長	貝方士 利 浩	
取締役副社長	阪 部 茂 一	グループ技術開発・製造総括 技術開発推進本部統括
取締役	吉 原 宅 二	香港田淵電機有限公司董事総経理
取締役	山 口 嘉 男	経営企画本部統括
取締役	佐々野 雅 雄	経営管理本部統括
取締役	坂 本 幸 隆	パワーエレクトロニクス事業推進本部統括
取締役	塩 津 晴 二、	
取締役	広 田 嘉 章	TDK株式会社常務執行役員パワーシステムズ ビジネスグループゼネラルマネージャー TDKラムダ株式会社代表取締役社長
取締役	松 村 雄 次	
監査役	尾 崎 利 明	常勤
監査役	米 田 秀 実	弁護士（弁護士法人淀屋橋・山上合同 社員） 株式会社マイスターエンジニアリング社外監査役
監査役	林 浩 志	税理士（林税理士事務所 所長） 小林製菓株式会社社外監査役

- (注) 1. ※印は代表取締役であります。
2. 塩津晴二、広田嘉章及び松村雄次の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 米田秀実、林浩志の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役尾崎利明氏は、当社内の経理関連部門で経理経験を有しており、また、監査役林浩志氏は、税理士の資格を有しており、それぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役米田秀実氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役林浩志氏は、株式会社大阪証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額	摘 要
取 締 役	9 名	147百万円	うち社外取締役2名に対し、11百万円支給しております。
監 査 役	3 名	23百万円	うち社外監査役2名に対し、7百万円支給しております。
合 計	12名	171百万円	

(注) 平成19年6月28日開催の第69回定時株主総会により決定された報酬限度額は、取締役は月額17百万円（うち社外取締役は月額2百万円）、監査役は月額2百万50万円（うち社外監査役は月額1百万円）であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係(平成25年3月31日現在)

区 分	氏 名	兼 職 先	兼 職 内 容	当社との関係
社外取締役	広田嘉章	TDK株式会社	常務執行役員 パワーシステムズ ビジネスグループ ゼネラルマネージャー	資本業務提携に関する合意書を締結しており、材料仕入等の取引関係があります。
		TDKラムダ株式会社	代表取締役社長	特別の関係はありません。
社外監査役	米田秀実	弁護士法人淀屋橋・山上合同	弁 護 士	弁護士法人と顧問契約を締結しております。
		株式会社マイスターエンジニアリング	社 外 監 査 役	特別の関係はありません。
	林 浩志	林税理士事務所	税 理 士	特別の関係はありません。
		小林製薬株式会社	社 外 監 査 役	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	塩津晴二、	当事業年度に開催した取締役会12回全てに出席し、必要に応じて、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
	広田嘉章	当事業年度に開催した取締役会12回中8回に出席し、必要に応じて、主に主要株主並びに経営者としての観点から発言を行っております。
	松村雄次	当事業年度に開催した取締役会12回中10回に出席し、必要に応じて、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
社外監査役	米田秀実	当事業年度に開催した取締役会12回中9回に出席し、また、監査役会12回全てに出席し、必要に応じて、主に弁護士の観点から発言を行っております。
	林 浩志	当事業年度に開催した取締役会12回中9回に出席し、また、監査役会12回全てに出席し、必要に応じて、主に税務及び会計面の専門家としての観点から発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	41百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に関する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、タイ国田淵電機、香港田淵電機有限公司、上海田淵変圧器有限公司、ベトナム田淵電機は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任する方針です。

この場合、監査役会が選任した監査役は、解任後最初に招集された株主総会におきまして、会計監査人の解任の旨及び理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、「経営理念」「企業目的」を経営戦略の策定や経営の意思決定の拠りどころとなる諸活動の基本方針と位置づけています。

そして、経営層はもとより社員全員が、その諸活動の遂行にあたり、定款や法令を遵守し正しく適切に行うと同時に、適切で有効な制御機能が図れるような業務体制の構築、維持・改善に努めます。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス経営を重要課題の一つとして位置づけ、全ての役員及び使用人が、法令遵守はもとより定款・社内規程及び社会倫理を遵守した誠実な行動をとるための行動基準として「企業行動規範」及び「コンプライアンス規程」を定めています。

取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会は、グループ全体のコンプライアンス体制の構築、維持・整備及び問題点の把握と改善に努めるとともに、役員及び使用人への教育と啓蒙活動を行います。

監査役は、内部監査室と連携し、コンプライアンス体制と運用についての調査及びその有効性の有無等について、取締役会に報告をするものとします。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会・取締役会をはじめとする重要な会議の記録や、各取締役が主催するその他の重要な会議の記録及び各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規程に従い、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で記録・保存・管理します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスクの把握・認識及び適切な対応を行うため、「リスク管理規程」を定め、その推進役としてグループ管理担当取締役をリスク管理に関する総括責任者に任命し、各担当役員とともに、カテゴリー毎のリスクについての管理責任者を決定し、重要リスクの洗出し・リスク情報の管理及びリスク対応体制の整備等、グループ全体のリスク管理体制を構築します。

また、不測の事態が発生した場合の手続きを含む危機管理体制を整備し、迅速かつ適切な対応が行われる体制を整えることとします。

監査役及び内部監査室は、リスク管理の状況の監査を行い、取締役会等にその結果を報告し、取締役会はその問題点の把握と改善に努めます。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、会社の業務執行に関して、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」において、各部門の業務範囲と各職位の権限を明確にし、業務運営の効率化を図るとともに、適切な業務手続を定めております。取締役の職務執行につきましては、上記社内規程に加え取締役会において、取締役社長より各取締役に対し委譲する職務範囲及び決裁権限を明確に定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとっています。

取締役の職務の執行の検証については、取締役会及び経営会議等において、経営計画に基づいた計画に対し、各担当取締役よりその執行状況を報告させ、施策及び効率的な業務遂行体制の検証と見直しを行います。

- (5) **当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
当社グループにおいては、当社の企業行動規範に基づき、グループ会社为一体となった内部統制システムの構築を目指し、各子会社及び関連会社において当社に準拠したコンプライアンス推進体制を整備させ、当社が必要な教育・研修等を支援します。

グループ会社の管理については、グループ管理担当取締役が統括し、定期的に連絡会議等を開催する等、業務の効率化と適正化を確保します。各子会社及び関連会社の所管業務については、各々の担当役員が各会社の自主性を尊重しつつ、重要な事項については定期及び都度その報告を求める等により、各会社に対する指導・支援を含めた管理を行います。

監査役及び内部監査室は、定期又は臨時に監査を実施し、取締役会等にその結果を報告し、取締役会はその問題点の把握と改善に努めます。

- (6) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役が、その職務を補助すべき人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、内部監査室長及び室員等をその使用人として指名することができるものとします。

また、監査役は、その職務を補助すべく指名された内部監査室長及び室員等は、監査役が指定する補助すべき期間中において、指揮権は監査役へ委譲されたものとし、取締役及び上司の指揮命令は受けないものとします。

- (7) **取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役が実効的に行われることを確保するための体制**

当社の監査役は、取締役会及び経営会議等の主要な社内会議に出席し適時報告を受ける体制となっています。加えて、取締役及び使用人は、当社及びグループ会社の業務又は業績に大きな影響を及ぼすおそれのある重要な事項については、監査役に都度報告をするものとします。

また、監査役は、必要性に応じて適時、取締役及び使用人に対して報告を求め、必要と思われるその他の会議に出席し、また書類の閲覧・提出を求めることができるものとします。

監査役は、内部監査室及び会計監査人等と緊密な連携を保つための定期的な意見交換会の開催等により、当社及びグループ会社の監査の実効性が確保できるものとします。

- (8) **反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況**

当社は、大阪府暴力団排除条例及び政府の犯罪対策閣僚会議幹事会の「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を基本方針としています。これを実践するための具体的行動指針として、「企業行動規範」に「反社会的勢力、団体に対しても、毅然たる態度で対応」することを明文化しています。

また、当社は、「企業行動規範」「コンプライアンス規程」を根拠規程に、コンプライアンス担当役員が統括責任者となって、反社会的勢力対応の基本方針や、運営方針の全社への周知徹底を図っています。総務担当部門を窓口として、地域の警察、企業防衛対策協議会等と緊密に連携し、反社会的勢力対応のための情報収集に努めます。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社取締役会は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配することを目的として、対象会社の取締役会の賛同を得ずに、一方的に大量の株式買付けを行う行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付け等の中には、企業価値ひいては株主共同の利益に明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大量買付行為の内容や条件等について十分検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件を引き出すために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものもあります。

当社取締役会は、当社グループの買収を企図した当社取締役会の賛同を得ない当社株式の大量買付け等の行為であっても、これに応じるか否かは、最終的には当社株主の皆様において判断されるべきものであると考えておりますが、上記のような不適切な大量買付け等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではなく、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると考えており、このような不適切な買収行為が行われる場合には、それに対して相当の対抗措置を発動することも必要と考えております。

(2) 基本方針実現に資する特別な取組みの概要

当社は、「お得意先第一主義」、「品質を誇る製品の生産で社会に奉仕する」の経営理念の下、企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めております。そのための取り組みとして、「SHIFT THE POWER」をテーマに、以下の経営諸施策を積極的に推進し、中長期経営の安定化と企業価値増大を目指してまいります。

- ① 太陽光発電用・風力用・燃料電池用等パワーコンディショナを中心としたパワーエレクトロニクス事業へシフトすると共に、大電力・大容量分野にも対応した高付加価値商品群の充実。
- ② 中長期にわたる技術優位性を確保する為、設計の現地化と開発効率の向上に取り組み、競争力ある製品を創出し、新興国等成長市場の販売拡大へシフト。
- ③ 各種ユーザーニーズに対応できる多品種少量生産体制を確立し、一層の生産性向上によるコスト力強化と高信頼性確保。

(3) 不適切な支配の防止のための取組みの概要

当社は、上記(1)の基本方針を実現するための取組みとして、平成23年6月29日開催の第73回定時株主総会において当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を更新することを、株主の皆様にご承認いただきました。

本プランの概要は以下のとおりですが、詳細につきましては、当社ホームページ掲載のニュースリリース「会社の支配に関する基本方針及び当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新に関するお知らせ」をご参照ください（<http://www.zbr.co.jp/>）。

本プランの目的は、当社に対し、株式の買付け等を行う者又は提案する者（以下「買付者等」といいます。）が現れた場合、不適切な買収でないかどうかを株主の皆様が判断する為に必要な情報や時間を確保し、株主の皆様の為に買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買収を抑止する仕組みを導入することにあります。

本プランの有効期間は、平成26年開催予定の第76回定時株主総会終結時までの3年間としております。

実際の発動は、買付者等が、持株比率20%以上となると認められる株式買付けを行う場合を対象に、社外者で構成する独立委員会の勧告を受けて、取締役会決議により発動いたします。新株予約権の無償割当てを行う場合には、全ての株主に持株と同数の新株予約権を割り当てますが、買付者等には予約権行使をできない条件を付して、その持株比率を半減させることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を防衛いたします。

(4) 不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断及びその理由

本プランは、以下の理由により、上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

① 本プランは、株式会社大阪証券取引所における適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させることにより、当社株式に対する買付けを行う者が遵守すべき手続きがあること、並びに、買付者等の不適切な買付行為による権利行使は認められないとの行使条件及び買付者等以外の者から株式と引換えに新株予約権を当社が取得すると取得条項が付された新株予約権の無償割当て等を、当社が実施することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうと判断される買収から防衛することが図られております。

② 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること等

本プランは、経済産業省・法務省の2005年5月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足し、さらに、企業価値研究会の2008年6月30日付「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容（買収者に対して金員等の交付を行うべきではない、取締役は責任と規律ある行動をとる等）に沿うものであります。

また、大阪証券取引所の企業行動規範に関する規則第11条買収防衛策の導入に係る遵守事項（開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重）にも合致するものであります。

③ 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付け等がなされた際に、当該買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものであります。

- ④ 株主意思を重視するものであること
本プランの有効期間は、平成26年開催予定の第76回定時株主総会終結の時までとなっており、いわゆるサンセット条項付であります。また、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランの廃止又は変更の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い廃止又は変更されることとなります。以上の意味において、本プランの廃止及び変更は、当社株主総会の意思に基づくこととなっております。
- ⑤ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示
当社は、本プランの施行・運用にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために企業価値ひいては株主共同の利益を客観的に判断し、取締役会に勧告する諮問機関として独立委員会を設置しております。
独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外有識者、当社社外監査役又は当社社外取締役の中から選任される委員3名以上により構成されております。
また、当社は本プランの運用に際して、適用される法令又は金融商品取引所規則に従い、本プランの各手続きの進捗状況、又は独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、その他当社取締役会が適切と考える事項について適時に情報開示を行うこととし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。
- ⑥ 合理的な客観的発動要件の設定
本プランは、予め定められた合理的客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。
- ⑦ 第三者専門家の意見の取得
当社取締役会及び独立委員会は、各々独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができることにより、判断の公正さ・客観性がより強く担保された仕組みとなっております。
- ⑧ デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと
本プランは、当社の株主総会で導入・廃止を決議することから、いわゆるデッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。
また、当社は、取締役任期を1年とし、毎年の定時株主総会で取締役の全員を選任する制度を採用しており、いわゆる期差任期制を採用していないため、本プランはいわゆるスローハンド型(取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

連結貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	11,831	I 流動負債	12,465
現金及び預金	1,787	支払手形及び買掛金	6,399
受取手形及び売掛金	5,009	短期借入金	2,813
商品及び製品	1,640	1年内返済予定の 長期借入金	1,418
仕掛品	676	1年内償還予定の社債	180
原材料及び貯蔵品	2,093	リース債務	207
繰延税金資産	15	未払法人税等	64
その他	608	繰延税金負債	6
貸倒引当金	△0	賞与引当金	200
		製品保証引当金	136
		その他	1,038
II 固定資産	5,945	II 固定負債	2,832
有形固定資産	4,224	社債	100
建物及び構築物	723	長期借入金	1,641
機械装置及び運搬具	2,318	リース債務	259
土地	576	退職給付引当金	670
建設仮勘定	141	繰延税金負債	43
その他	464	資産除去債務	19
		その他	99
無形固定資産	243	負債合計	15,297
投資その他の資産	1,477	(純資産の部)	
投資有価証券	1,257	I 株主資本	2,988
長期貸付金	9	資本金	3,611
繰延税金資産	18	資本剰余金	416
その他	193	利益剰余金	△1,025
貸倒引当金	△1	自己株式	△13
		II その他の包括利益累計額	△608
III 繰延資産	5	その他有価証券評価差額金	△5
株式交付費	3	繰延ヘッジ損益	1
社債発行費	1	為替換算調整勘定	△605
		III 少数株主持分	105
資産合計	17,782	純資産合計	2,484
		負債純資産合計	17,782

連結損益計算書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
I 売上高		31,070
II 売上原価		27,491
売上総利益		3,579
III 販売費及び一般管理費		2,358
営業利益		1,220
IV 営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	5	
為替差益	140	
持分法による投資利益	7	
その他	19	175
V 営業外費用		
支払利息	180	
売上割引	42	
デリバティブ損失	127	
その他	38	390
経常利益		1,005
VI 特別利益		
固定資産売却益	62	62
VII 特別損失		
固定資産除売却損	86	
投資有価証券評価損	176	
特別退職金	3	266
税金等調整前当期純利益		802
法人税、住民税及び事業税	171	
法人税等調整額	17	189
少数株主損益調整前当期純利益		613
少数株主利益		35
当期純利益		578

連結株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,611	416	△1,604	△12	2,411
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益			578		578
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	578	△0	577
当 期 末 残 高	3,611	416	△1,025	△13	2,988

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				少 数 株 主 分 持	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 上 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	△2	△4	△971	△977	84	1,517
当 期 変 動 額						
当 期 純 利 益						578
自 己 株 式 の 取 得						△0
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	△2	6	365	369	20	389
当 期 変 動 額 合 計	△2	6	365	369	20	967
当 期 末 残 高	△5	1	△605	△608	105	2,484

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数 7社

当連結会計年度に東莞田淵電機有限公司を新たに設立したことにより、連結範囲に含めており
ます。

②主要な連結子会社の名称 田淵電子工業株式会社
タイ国田淵電機
香港田淵電機有限公司
上海田淵変圧器有限公司
ベトナム田淵電機

2. 持分法の適用に関する事項

①持分法適用関連社数 3社

②主要な持分法適用関連社の名称 韓国トランス株式会社
煙台東山電機有限公司
江西碧彩田淵変圧器有限公司

③持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

韓国トランス株式会社、煙台東山電機有限公司及び江西碧彩田淵変圧器有限公司の決算日は12
月31日ではありますが、連結決算日における仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、上海田淵変圧器有限公司及び東莞田淵電機有限公司の決算日は12月31日
ではありますが、連結決算日における仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のある有価証券

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は
移動平均法により算定)

時価のない有価証券

移動平均法に基づく原価法

② たな卸資産

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額につい
ては、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

③ デリバティブ取引

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

主として定率法によっており、在外連結子会社については
定額法によっております。

主な耐用年数は建物5年～38年、構築物5年～15年、機械
装置3年～10年であります。

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、当社及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間で均等償却しております。

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり利息法により償却しております。

(4) 重要な外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産及び負債は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

(5) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。

製品保証引当金

製品の品質保証に伴う支出に備えるため、過去の実績に基づいて今後必要と見込まれる額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を発生翌連結会計年度より費用処理しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

(7) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(8) その他

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

5. 会計方針の変更

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これに伴う当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	5,131百万円
2. 担保に供している資産	
土地	576百万円
建物及び構築物	279百万円
投資有価証券	171百万円
現金及び預金	120百万円
担保資産に係る債務	
短期借入金	800百万円
1年内返済予定の長期借入金	1,027百万円
長期借入金	1,199百万円
3. 受取手形割引高	306百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式	40,502,649	—	—	40,502,649

2. 自己株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式	68,020	4,401	—	72,421

(注) 増加数の内訳は次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 4,401株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、主に銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については、毎月時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、利用しているデリバティブ取引には、投機目的及びレバレッジ効果の高い取引はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	1,787	1,787	—
(2) 受取手形及び売掛金	5,009	5,009	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	212	212	—
(4) 支払手形及び買掛金	(6,399)	(6,399)	—
(5) 短期借入金	(2,813)	(2,813)	—
(6) 長期借入金	(3,059)	(3,062)	(2)
(7) 社債	(280)	(281)	(1)
(8) リース債務	(467)	(469)	(1)
(9) デリバティブ取引	(12)	(12)	—

(*) 負債に計上されているものについては（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金、並びに(7) 社債

これらの時価については、元利金の合計額を同様の資金調達を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(9)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様のリースを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(9) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(6)参照）。

為替予約のうち振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている債権・債務と一体として処理されているため、その時価は、当該債権・債務に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式等（連結貸借対照表計上額1,044百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	58円 86銭
2. 1株当たり当期純利益	14円 30銭

貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	7,674	I 流動負債	7,160
現金及び預金	908	支払手形	2,555
受取手形	321	買掛金	2,316
売掛金	3,084	短期借入金	200
商品及び製品	754	1年内返済予定の長期借入金	1,111
仕掛品	61	1年内償還予定の社債	180
原材料及び貯蔵品	10	リース債務	104
前払費用	28	未払金	281
材料支給未収入金	15	未払費用	51
短期貸付金	1,896	未払法人税等	22
その他	592	繰延税金負債	6
貸倒引当金	△0	賞与引当金	112
II 固定資産	3,929	製品保証引当金	136
有形固定資産	454	その他	81
建物	63	II 固定負債	1,997
構築物	8	社債	100
機械装置	95	長期借入金	1,136
工具器具備品	209	リース債務	206
土地	76	退職給付引当金	423
建設仮勘定	0	繰延税金負債	26
無形固定資産	108	その他	104
ソフトウェア	103	負債合計	9,158
ソフトウェア仮勘定	5	(純資産の部)	
投資その他の資産	3,366	I 株主資本	2,444
投資有価証券	337	資本金	3,611
関係会社株式	2,858	資本剰余金	416
従業員長期貸付金	9	資本準備金	416
その他	162	利益剰余金	△1,570
貸倒引当金	△1	利益準備金	10
III 繰延資産	5	その他利益剰余金	△1,580
株式交付費	3	繰越利益剰余金	△1,580
社債発行費	1	自己株式	△13
資産合計	11,610	II 評価・換算差額等	7
		その他有価証券評価差額金	△3
		繰延ヘッジ損益	10
		純資産合計	2,451
		負債純資産合計	11,610

損 益 計 算 書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
I 売 上 高		18,829
II 売 上 原 価		17,115
売 上 総 利 益		1,713
III 販売費及び一般管理費		1,597
営 業 利 益		115
IV 営 業 外 収 益		
受 取 利 息	51	
受 取 配 当 金	256	
為 替 差 益	83	
投資損失引当金戻入額	585	
そ の 他	10	986
V 営 業 外 費 用		
支 払 利 息	83	
社 債 利 息	9	
売 上 割 引	42	
デリバティブ損失	118	
そ の 他	12	265
経 常 利 益		836
VI 特 別 損 失		
固定資産除売却損	186	
投資有価証券評価損	176	363
税引前当期純利益		473
法人税、住民税及び事業税	41	41
当 期 純 利 益		431

株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剩 余 金			利 益 剩 余 金				自己株式	株主資本計 合
		資 準 備	本 金	資 剩 余 金 計	利 準 備	益 金	そ の 他 利 益 剩 余 金 計	利 剩 余 金 計		
当 期 首 残 高	3,611	416	416	10	△2,012	△2,002		△12	2,012	
当 期 変 動 額										
当 期 純 利 益					431	431			431	
自 己 株 式 の 取 得								△0	△0	
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)										
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	431	431		△0	431	
当 期 末 残 高	3,611	416	416	10	△1,580	△1,570		△13	2,444	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 計 合
	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等 合 計	
当 期 首 残 高	0	—	0	2,013
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益				431
自 己 株 式 の 取 得				△0
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	△3	10	7	7
当 期 変 動 額 合 計	△3	10	7	438
当 期 末 残 高	△3	10	7	2,451

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
関係会社株式 移動平均法に基づく原価法
その他有価証券 期末日の市場価格等に基づく時価法
時価のある有価証券 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
移動平均法に基づく原価法
時価のない有価証券 移動平均法に基づく原価法
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
商品及び製品、仕掛品 総平均法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
原材料 移動平均法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
3. デリバティブ等の評価基準及び評価方法
時価法
4. 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産(リース資産を除く) 平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法、それ以外の有形固定資産については定率法によっております。主な耐用年数は、建物15年～38年、構築物15年、機械装置7年～9年、工具器具備品5年であります。
無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
5. 繰延資産の処理方法
株式交付費 3年間で均等償却しております。
社債発行費 社債の償還までの期間にわたり利息法により償却しております。
6. 重要な外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
7. 引当金の計上基準
貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。
製品保証引当金 製品の品質保証に伴う支出に備えるため、過去の実績に基づいて今後必要と見込まれる額を計上しております。
退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
なお、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による按分額を翌事業年度より費用処理しております。

8. ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。
9. 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。
10. その他
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。
11. 会計方針の変更
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)
当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。
これに伴う当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産		
土地		76百万円
投資有価証券		171百万円
現金及び預金		120百万円
担保資産に係る債務		
1年内返済予定の長期借入金		887百万円
長期借入金		767百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額		920百万円
3. 保証債務		
関係会社の銀行等からの借入等に対し、保証を行っております。		
タイ国田淵電機	44百万円	(13,957千バーツ)
香港田淵電機有限公司	429百万円	(4,570千米ドル)
上海田淵変圧器有限公司	162百万円	(10,736千元)
		65百万円 (700千米ドル)
ベトナム田淵電機	396百万円	(4,220千米ドル)
田淵電子工業株式会社	1,345百万円	
計	2,445百万円	
4. 受取手形割引高		306百万円
5. 関係会社に対する短期金銭債権		2,473百万円
6. 関係会社に対する長期金銭債権		16百万円
7. 関係会社に対する短期金銭債務		1,023百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引		
売上高		434百万円
仕入高		13,349百万円
営業取引以外の取引高		303百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 自己株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式	68,020	4,401	—	72,421

(注) 増加数の内訳は次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 4,401株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

1) 流動の部

繰延税金資産	
製品保証引当金	51百万円
賞与引当金	42百万円
未払金	26百万円
たな卸資産	20百万円
その他	31百万円
繰延税金資産小計	173百万円
評価性引当額	△173百万円
繰延税金資産合計	1百万円
繰延税金負債	6百万円
繰延税金負債の純額	6百万円

2) 固定の部

繰延税金資産	
関係会社株式	63百万円
投資有価証券	197百万円
退職給付引当金	151百万円
有形固定資産	37百万円
繰越欠損金	467百万円
その他	60百万円
繰延税金資産小計	978百万円
評価性引当額	△978百万円
繰延税金資産合計	1百万円
繰延税金負債	
合併受入による土地の時価評価差額	26百万円
繰延税金負債合計	26百万円
繰延税金負債の純額	26百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)
子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本は金 又出資	事業の 内容	議決権等の 所有(被所 有)割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の 等 兼 務	事業 上 の 関 係				
子会社	田淵電子工業株式会社	栃木県 大田原市	282 百万円	電源機器 の製造	直接 100%所有	兼任5人	当社製品 の製造 資金融資	製品の仕入 材料の支給 資金の貸付 資金の回収 債務保証額	8,792 8,162 400 350 1,345	買掛金 短期貸付金	150 137
	タイ国 田淵電機	タイ国 チャチェン サオ県	100百万 パーツ	変成器、 電源機器 の製造販売	直接 85%所有	兼任4人	当社製品 の製造 技術支援 資金融資	製品の仕入 技術支援料 の受取 資金の回収 債務保証額	3,275 297 370 44	買掛金	659
	香港田淵電機有限公司	中国 香港特別 行政区	40百万 香港ドル	変成器、 電源機器 の製造販売	直接 100%所有	兼任5人	当社製品 の製造 資金融資	製品の仕入 資金の貸付 資金の回収 債務保証額	580 1,680 1,805 429	買掛金 短期貸付金	39 1,411
	上海田淵変圧器有限公司	中国 上海市	6,500 千米ドル	変成器の 製造販売	直接 100%所有	兼任4人	当社製品 の製造 資金融資 技術支援	製品の仕入 技術支援料 の受取 債務保証額	622 23 228	買掛金 短期貸付金	95 75
	ベトナム田淵電機	ベトナム バクニン 省	5,000 千米ドル	変成器の 製造販売	直接 100%所有	兼任4人	当社製品 の製造 資金融資 技術支援	製品の仕入 技術支援料 の受取 資金の貸付 資金の回収 債務保証額	79 91 268 211 396	買掛金 短期貸付金	34 272

取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 価格その他の取引条件は市場の実勢を勘案して、当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(2) 技術支援料については、契約条件により決定しております。

(注) 取引金額については、税抜金額によっており、期末残高については、税込金額によって記載しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 60円 64銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 10円 68銭 |

独立監査人の監査報告書

平成25年5月23日

田淵電機株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人	トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山田美樹 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高崎充弘 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、田淵電機株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、田淵電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成25年5月23日

田淵電機株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人	トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山田美樹 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高崎充弘 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、田淵電機株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審査のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の責任者と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月24日

田淵電機株式会社 監査役会

常勤監査役	尾崎利明	ⓐ
社外監査役	米田秀実	ⓐ
社外監査役	林浩志	ⓐ

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

繰越利益剰余金の欠損の補填を行うとともに、早期復配体制の実現を目指すことを目的として、次のとおり資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行いたいと存じます。

1. 資本準備金及び利益準備金の額の減少に関する事項

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の全額を減少し、資本準備金はその他資本剰余金に、利益準備金は繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

(1) 減少する準備金の額

資本準備金	416,000,000円
利益準備金	10,574,969円

(2) 増加する剰余金の額

その他資本剰余金	416,000,000円
繰越利益剰余金	10,574,969円

(3) 準備金の額の減少が効力を生ずる日

平成25年6月27日

2. 剰余金の処分に関する事項

会社法第452条の規定に基づき、上記振り替え後のその他資本剰余金の全額を繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損を補填いたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の額

その他資本剰余金	416,000,000円
----------	--------------

(2) 増加する剰余金の額

繰越利益剰余金	416,000,000円
---------	--------------

第2号議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって取締役10名全員は任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	たぶちてるひさ 田淵暉久 (昭和17年3月7日生)	昭和39年4月 当社入社 昭和45年9月 当社取締役 昭和48年9月 当社常務取締役 昭和51年10月 当社専務取締役 昭和58年10月 当社取締役社長 平成17年6月 当社取締役会長(現任)	2,166千株
2	かいほうしとしひろ 貝方士利浩 (昭和35年9月20日生)	昭和60年4月 田淵電子工業株式会社入社 平成13年4月 当社入社 平成17年6月 当社取締役社長(現任)	89千株
3	さかべしげかず 阪部茂一 (昭和23年4月14日生)	昭和48年4月 三菱電機株式会社入社 平成9年10月 同社先端技術総合研究所主管技師長 平成18年6月 同社退職 平成18年6月 当社専務取締役 平成21年6月 グループ技術開発・製造総括(現任) 平成23年4月 技術開発推進本部統括(現任) 平成23年6月 当社取締役副社長(現任)	73千株
4	よしはらたくじ二 吉原宅二 (昭和25年11月10日生)	昭和49年3月 当社入社 平成15年6月 当社理事 平成17年6月 当社取締役 平成18年6月 当社常務取締役 平成24年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 香港田淵電機有限公司董事總經理	58千株
5	やまぐちよしお 山 口 嘉 男 (昭和32年10月11日生)	昭和55年3月 当社入社 平成16年3月 当社理事 平成17年6月 当社取締役 平成21年6月 当社常務取締役 平成23年4月 経営企画本部統括(現任) 平成23年6月 当社取締役(現任)	43千株
6	ささのまさお 佐々野雅雄 (昭和33年10月15日生)	昭和56年3月 当社入社 平成17年6月 当社取締役(現任) 平成23年4月 経営管理本部統括(現任)	55千株
7	さかもとゆきたか 坂本幸隆 (昭和34年10月6日生)	昭和58年3月 当社入社 平成22年1月 当社理事役員 平成23年4月 パワーエレクトロニクス事業推進本部統括(現任) 平成23年6月 当社取締役(現任)	21千株

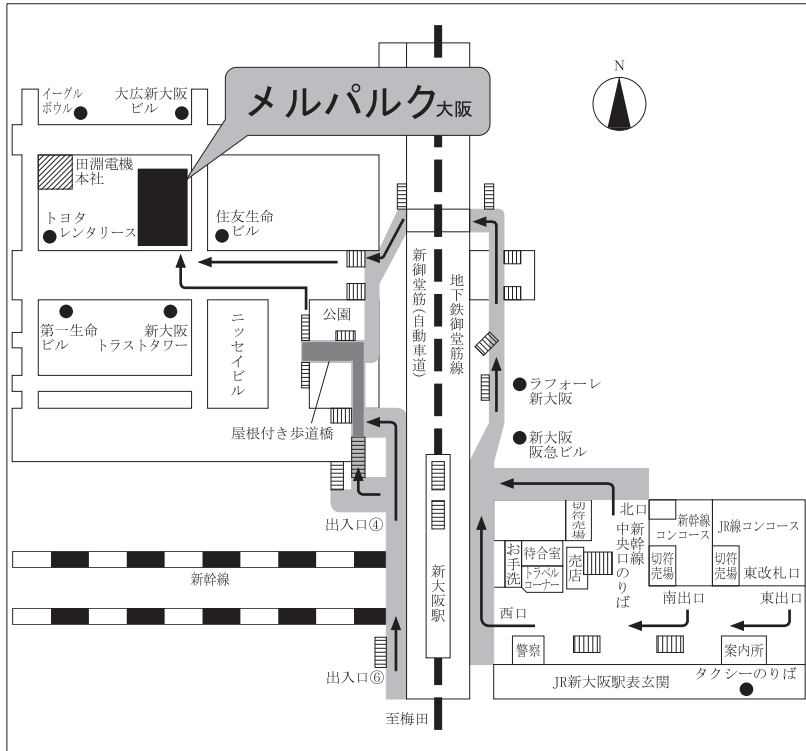
候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
8	しお っ せい じ 塩 津 晴 二、 (昭和15年1月4日生)	昭和39年4月 早川電機工業株式会社(現シャープ株式会社)入社 平成3年6月 同社取締役 平成12年4月 同社代表取締役副社長 平成15年6月 同社顧問 平成17年6月 当社顧問 平成19年6月 当社取締役(現任)	42千株
9	ひろ た よし あき 広 田 嘉 章 (昭和26年10月24日生)	昭和56年11月 TDK株式会社入社 平成22年4月 同社パワーシステムズビジネスグループゼネラルマネージャー(現任) 平成22年6月 当社取締役(現任) 平成23年6月 TDK株式会社執行役員 平成24年6月 同社常務執行役員(現任) (重要な兼職の状況) TDK株式会社常務執行役員パワーシステムズビジネスグループゼネラルマネージャー TDKラムダ株式会社代表取締役社長	0株
10	まつ むら ゆう じ 松 村 雄 次 (昭和16年11月14日生)	昭和42年4月 大阪ガス株式会社入社 平成9年6月 同社取締役 平成14年6月 同社代表取締役副社長 平成17年6月 同社顧問 兼 株式会社KRI取締役会長 平成22年6月 当社取締役(現任)	20千株

- (注) 1. 塩津晴二、広田嘉章及び松村雄次の3氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
2. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 塩津晴二、松村雄次の両氏は、事業法人の経営者としての豊富な経験・実績・見識を有しており、当社の企業価値向上に向け経営全般に的確な助言をいただくことで、経営体制をさらに強化できると判断して候補者としております。
なお、塩津晴二、氏の取締役としての在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって6年であります。また、松村雄次氏の取締役としての在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって3年であります。
- (2) 広田嘉章氏は、当社の主要株主である事業法人の常務執行役員及びゼネラルマネージャーとして、豊富な経験・実績・見識を有しており、主要株主としての観点から当社の企業価値向上に向け経営全般に的確な助言をいただくことで、経営体制をさらに強化できると判断して候補者としております。
なお、同氏の取締役としての在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって3年であります。
3. 社外取締役候補者広田嘉章氏が常務執行役員及びゼネラルマネージャーを務めるTDK株式会社と当社との間では、資本業務提携に関する合意書を締結しており、材料仕入等の取引関係があります。
4. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 大阪市淀川区宮原四丁目2番1号
メルパルク大阪 3階会議室
電話 06-6350-2111



- 交通機関 ●最寄駅 JR新大阪駅西口・北口より徒歩約7分
地下鉄御堂筋線新大阪駅4番出入口より徒歩約3分
●駐車場はございませんので、あしからずご了承ください。